

貸付事業のご案内

共済組合では、組合員の方の生活の安定と福祉の増進を図るため、生活必需品の購入、住宅の新築や増築の費用、被扶養者等の入学・修学費用、あるいは災害などで臨時に資金が必要になったときのために、貸付事業を行っています。ぜひご利用ください。

1 貸付の種類

貸付の種類	貸付事由	
普通貸付	組合員が、臨時に資金を必要とするとき。 (自動車、生活必需品、物置、車庫、塀、土留め、住宅の軽易な補修等、出産、墓地・墓石の建立、その他)	
住宅貸付	組合員(組合員期間が1年以上ある方に限ります。)が、住宅を新築、増・改築、修理、または住宅・敷地購入。	
在宅介護対応住宅貸付	組合員が、要介護者に配慮した構造を有する住宅の建築、または改築費用を必要とするとき。	
災害貸付	新規貸付	組合員の住宅、住宅の敷地または家財が災害による損害を受けたとき、また盗難等により損害を受けたときの費用。
	再貸付	住宅貸付・災害新規貸付を受けているときに、組合員が居住する住宅、住宅の敷地または家財が災害による損害(法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限ります。)を受けたときの費用。
医療貸付	組合員またはその被扶養者の療養に要する費用(高額療養費支給対象となる療養を除きます。)	
特別貸付	入学貸付	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含みます。)が、学校教育法に規定する高等学校・大学(短期大学を含みます。)、大学院・専修学校・各種学校等に入学した場合の入学費用。
	修学貸付	組合員またはその被扶養者・子が、学校教育法に規定する高等学校・大学(短期大学を含みます。)、大学院・専修学校・各種学校等に修学している場合の修学費用。
	結婚貸付	組合員またはその被扶養者・子・孫・兄弟姉妹の婚姻費用。
	葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹の葬祭費用。
高額医療貸付	組合員(任意継続組合員を含みます。)またはその被扶養者が、高額療養費の支給対象となる療養費用の支払のために臨時に資金を必要とするとき。(高額療養費が現金給付される場合に限ります。)	
出産貸付	組合員(任意継続組合員を含みます。)またはその被扶養者が、出産費または家族出産費の支給対象となる出産費用の支払のために臨時に資金を必要とするとき。(出産費の直接支払制度を利用できない場合に限ります。)	

2 貸付の利率と借入れ限度額

貸付の種類	借入れ限度額	利率(年利)	
普通貸付	給料月額6ヵ月分以内の額で、最高200万円	2.72%	
住宅貸付	右記の借入れ限度額の算出方法により算出した額以内で、最高1800万円	2.72% (2.66%)	
在宅介護対応住宅貸付	最高300万円	2.46% (2.40%)	
災害貸付	新規貸付	右記の借入れ限度額の算出方法により算出した額以内で、最高1900万円	2.28% (2.22%)
	再貸付	右記の借入れ限度額の算出方法により算出した額の2倍以内で、最高1900万円	2.28% (2.22%)
特別貸付	医療貸付	給料月額6ヵ月分以内の額で、最高100万円	2.72%
	入学貸付	給料月額6ヵ月分以内の額で、最高200万円	2.72%
	修学貸付	申込み翌月から年度末までの残月数×10万円以内の額で、最高120万円	2.72%
	結婚貸付	給料月額6ヵ月分以内の額で、最高200万円	2.72%
葬祭貸付	給料月額6ヵ月分以内の額で、最高200万円	2.72%	
高額医療貸付	高額療養費相当額	無利息	
出産貸付	出産費・家族出産費相当額	無利息	

※ 貸付の利率は、国の財政融資資金利率(国債の市場流通金利を基準として財務大臣が毎月定める利率)を基準に設定されており、財政融資資金利率に応じて変動します。
 ※ 上記利率には、貸付債権の保全に要する費用の一部として0.06%が含まれています。なお、抵当権の設定が必要な場合(「9住宅貸付等の抵当権の設定」参照)は、カッコ内の利率が適用されます。

【住宅貸付・災害貸付の借入れ限度額の算出】

次の①と②により算出した額が借り入れることのできる限度額になります。(上限は最高限度額です。)

①貸付限度額

給料月額に、組合員期間に応じた下記月数を乗じた額が貸付限度額になります。

貸付種別	組合員期間	月数	
住宅貸付 災害貸付	1年以上	6年未満	7月
	6年以上	11年未満	15月
	11年以上	16年未満	22月
	16年以上	20年未満	28月
	20年以上	25年未満	43月
	25年以上	30年未満	60月
	30年以上		69月

②最低保障額

①で算出した額が、組合員期間に応じた下記最低保障額に満たないときは、最低保障額が適用されます。

貸付種別	組合員期間	最低保障額	
住宅貸付 災害貸付 (注)	1年以上	3年未満	100万円
	3年以上	7年未満	400万円
	7年以上	12年未満	700万円
	12年以上	17年未満	900万円
	17年以上		1100万円

(注) 災害貸付の再貸付の場合は、上記のそれぞれの額に50万円を加算した額が最低保障額になります。

改築の費用、被扶養者等の入学・修学費用、あるいは災害などで臨時に資金が必要になったときのために、

3 申込み方法

下記書類を、所属所の共済事務担当課を通じ共済組合までお申込みください。申込み締切日は、毎月末日(共済組合必着)となります。高額医療貸付・出産貸付は随時受け付けています。

- ① 貸付申込書
- ② 借入状況等申告書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ その他(貸付の事由によります。詳細は共済組合ホームページに掲載しています。)
 ※ 添付書類などに不備があった場合は、貸付金の決定が遅れることがあります。

4 申込みの制限

高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付は、次のいずれかに該当するときは申込みができません。

- ① 共済組合、金融機関等からの借入金に対する毎月の返済額の合計額が、給料月額の30%に相当する額を超えるとき。(注)
- ② 給料その他の給与(退職手当またはこれに相当する手当を含みます。)が差押えとなっているとき。
- ③ 貸付事故者(破産者、民事再生法による再生債務者及び貸付規則違反者等)となったとき。
(注) 8月申込み分より取り扱いが変更になります。詳細は、14ページをご覧ください。

5 送金

毎月、月末申し込み締め切り(共済組合必着)で、翌月28日に共済組合登録口座に送金します。高額医療貸付・出産貸付は、申込みがあってから10日前後で随時送金しています。

6 償還

送金の翌月から、給与から控除して償還することになります。高額医療貸付・出産貸付は、短期給付の高額療養費、出産費・家族出産費を支給する際に控除し償還します。

7 償還方法の選択

貸付申込み金額(住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付)が210万円以上のときは、貸付申込み時に「毎月償還」または「ボーナス併用償還」のどちらかを選択できます。(注)
 ※ 償還は元利均等となり、貸付金額に応じて、償還回数と償還額が決められています。
 ※ 貸付金利息は、貸付した月の翌月から償還終了する月までの期間について発生します。
 ※ 貸付種別ごとの利率及び償還表は共済組合ホームページに掲載しています。
(注) 8月申込み分より取り扱いが変更になります。詳細は、14ページをご覧ください。

◆貸付の資金と貸付事故

貸付事業は、将来の年金給付のために積み立てている年金の積立金から必要な資金を借り入れて行っています。借り入れた資金は、利息を附して返済し、積立金をより効率的に運用していますが、近年、貸付を受けた組合員が、自己破産や民事再生、懲戒免職などにより貸付金を償還できなくなる「貸付事故」が増えており、事業の運営に深刻な影響を与えています。貸付事故を起こした者が、年金の原資である貸付金を返済しなかった場合においても、将来は年金を受けられ不合理な状況となります。共済組合では、貸付の適正な審査と債権回収への取り組みに努めていますが、貸付を申し込まれる組合員の皆さんにおかれましても、無理のないキチンとした返済計画を立て貸付事業を有効にご利用ください。

8 特別償還

毎月、特別償還(一部繰上償還・全額償還)ができます。特別償還の申込みは、共済事務担当課へ申し出てください。一部繰上償還額は償還表に応じた元金の償還となり、全額償還は当月末の未償還元金の金額となります。(手数料はかかりません。)

9 住宅貸付等の抵当権の設定

住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付には、次の場合は、原則第1順位の抵当権の設定が必要です。(注) 抵当権の設定は、貸付を申し込まれた方に設定いただくことになります。

- ① 新規貸付金額が400万円を超える場合
- ② 既存の住宅貸付等がある場合に、新規の貸付額と既存の未償還残高の合算額が400万円を超える場合
(注) 8月申込み分より取り扱いが変更になります。詳細は、14ページをご覧ください。

10 住宅貸付の完了届等

建築完了後あるいは敷地購入後は、次の書類が必要となります。

建物の建築完了後	建築工事完了届書・登記簿謄本・住民票
敷地購入後	敷地購入届書・登記簿謄本

11 償還中に退職したとき

原則として退職手当から未償還元金を控除し共済組合へ返済いただくことになります。
 ※ 「団体信用生命保険事業」加入者が死亡退職した場合は、退職手当からではなく保険金から充当します。

12 団体信用生命保険事業(だんしん)について

貸付金償還中の死亡又は高度障害者になった場合に残存債務を補償する事業です。加入希望の場合は、貸付申込みの際に「だんしん」の申し込み書類をご提出ください。また、7月から8月に中途加入申込を受付けています。詳しくは14ページ「だんしん中途加入のご案内」をご覧ください。

13 即時償還命令

償還中に退職したときのほか、申込み内容に偽りがあることが判明したときや、貸付規則に違反したことが判明したときは、ただちに貸付を取り消したうえ未償還元金を即時償還することになりますのでご注意ください。

【貸付事故の発生状況】

発生年度	件数	不良債権額
平成19年度	9件	38,184千円
平成20年度	8件	28,622千円
平成21年度	8件	33,939千円

【貸付事故の主な原因】

民事再生、自己破産、退職手当不足、懲戒免職、貸付規則違反など